

ます



<保険料の算出方法>

平成 21 年度から 23 年度までの介護保険のサービスの利用額を、平成 18 年度から 20 年度の利用額の実績や要介護認定者数の推計により算出しました。(図 1)

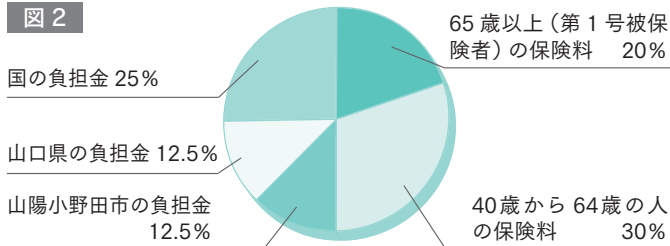
この利用額の 20%を第 1 号被保険者が負担することになります。負担の内訳については、図 2 に示すとおりです。

図 1

| 年度 (平成) | サービス利用額 | 高齢者人口 (65 歳以上) | 要介護認定者 |
|---------|------------------|----------------|---------|
| 12 ~ 14 | 8,145,565,035 円 | 15,905 人 | 2,076 人 |
| 15 ~ 17 | 10,343,865,637 円 | 16,533 人 | 2,651 人 |
| 18 ~ 20 | 11,028,634,405 円 | 17,420 人 | 2,733 人 |
| 21 ~ 23 | 13,633,707,207 円 | 18,620 人 | 3,081 人 |

※ 12 ~ 19 年度までは実績数, 20 ~ 23 年度までは見込数です。
 ※ 高齢者人口および要介護認定者数は最終年度末の数値です。

図 2



介護保険料

Q&A?



Q. 介護保険料は何に使われるの?

お答えします

保険料は認定者が介護サービスを利用する経費のみに使われます。その他の用途に使用することは、法律で禁じられています。



Q. 第 1 号被保険者の負担割合は変わらないの?

お答えします

サービス利用額の 50%は国、県、市の負担による公費で賄われており、残りの 50%が保険料になります。保険料の負担率は全国統一のもので、65 歳以上の人(第 1 号被保険者)と 40 歳以上 64 歳以下の人(第 2 号被保険者)の保険者数に応じて算定されます。高齢化の進行に伴い、第 1 号被保険者の人口比率が高くなったため、平成 21 年度からの第 1 号被保険者の負担率は 19%から 20%に変更されています。



※ 保険料の算定方法について、詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

| 旧保険料 | |
|---------------------|-------------------|
| 平成 20 年度 保険料段階 | 平成 20 年度 保険料 (年額) |
| 第 1 段階 (基準額 × 0.5) | 23,700 円 |
| 第 2 段階 (基準額 × 0.5) | 23,700 円 |
| 第 3 段階 (基準額 × 0.75) | 35,550 円 |
| 第 4 段階 (基準額) | 47,400 円 |
| 第 5 段階 (基準額 × 1.25) | 59,250 円 |
| 第 6 段階 (基準額 × 1.5) | 71,100 円 |
| 第 7 段階 (基準額 × 1.75) | 82,950 円 |